

# 「防犯に係る安全の確保に向けた施設内点検項目」

多機能型事業所スピカ

点検日： 2023年 2月 1日

		点検項目	点検
職員への意識改革・施設内の体制整備	1	不審者への対処や体力のない利用者など、避難に援助が必要な方の避難のあり方等を職員会議で検討し、職員への共通理解を図ったか。	○
	2	防犯に係る安全確保に関する責任者を指定したか。（氏名：新田 哲男）	○
	3	来訪者用インターフォンを明示し、来訪者の出入りを確認しているか。	○
	4	来訪予定者を職員間で共有しているか。	○
	5	緊急事態時に利用者に動揺させないようにしながら、職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築できるようにしているか。	○
	6	避難経路、避難場所を定め、職員に周知しているか。	○
	7	利用者・家族・職員などの緊急連絡先を定め、職員に周知しているか。	○
設備面での安全確保	8	職員不在時の時間帯（夜間等）の、建物・敷地内への容易な接近を防止しているか。（雨戸等）	○
	9	設置している警報装置は、一定期間ごとに作動状況の点検、警備会社との連絡体制を確認しているか。	×
	10	施設を物理的に強化しているか。（窓ガラスに防犯フィルム、扉への補助鍵）	○
	11	植木の剪定等により、建物から外周が見通せる環境にするなど、監視性を確保しているか。	○
	12	扉・外灯・窓・出入口・鍵の管理などの状況を、毎日点検しているか。	○
地域・関係機関との連携構築	13	行政・警察・地域団体との連絡や情報交換と共有ができる体制となっているか。	○
	14	関係機関からの注意依頼文書などを配布・掲示し、施設内で周知しているか。	○
	15	行政などと協力し、施設や周辺の外灯・防犯灯の維持管理状況を確認し、必要に応じて行政に働きかけを行っているか。	○

※社会福祉施設などにおける防犯に係る安全の確保（平成28年9月15日付け、社福第1331-1号、埼玉県福祉部長通知／別添 社会福祉施設における点検項目）を基に作成。